

お知らせ

パートⅢ

凡例 随日時 随会場 随内容 随対象 随定員 随参加費 随申し込み 随問い合わせ 随ホームページ 随メールアドレス 随その他 随携帯電話

国保・年金

国民年金保険料の免除制度

国民年金には、収入が少ないなど、保険料を納付することが困難な場合に、申請により保険料の納付を免除・猶予される「保険料免除制度」があります。保険料の免除や猶予を受けず保険料が納められなかった状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があるにご注意ください。

いる人で、継続審査を希望した人は、申請書を提出する必要があります。

●手続きに必要なもの：国民年金手帳または基礎年金番号の分かるものと印鑑。
※平成23年1月2日以降に印西市へ転入した人や、失業などにより免除が必要な人は、事前にお問い合わせください。

●船橋年金事務所 ☎0471-42418854、国保年金課高齢者医療年金班 ☎内線288・289。

後期高齢者医療保険料の通知

保険料に関する通知を7月に送付しますが、特別徴収(年金から天引き)されている人と普通徴収(納付書により納付)の人では、次のとおり発送日が異なります。

- 特別徴収されている人：7月29日(金)に発送。
- 普通徴収の人：7月15日(金)に発送。第1期分の納付期限は8月1日(月)までです。

※10月から特別徴収が始まる人は、第1期から第3期分は普通徴収となります。

なお、口座振替を希望する場合は、既に手続きしている人は必要ありませんが、国民健康保険被保険者から後期高齢者医療被保険者になった人は、国民健康保険税の口座振替の届け出を済ませて、保険の種類が変わるため、あらためて後期高齢者医療保険料の口座振替の申し込みが必要です。

額免除・納付猶予で承認されて

らず、普通徴収となる人は次に当てはまる人です。

- 年金額が一定額未満の人。
- 介護保険料と合わせた保険料額が特別徴収対象年金額の2分の1を超える人。
- 年度途中で75歳になった人や転入された人。

20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人は所得状況届の提出が必要

20歳前の傷病による障害基礎年金を受給中の人の所得状況届、および所得状況届のついた診断書は、今月末までに市国保年金課高齢者医療年金班まで提出してください。

所得状況届には、所得の審査が必要になっていきますので、ご家族の扶養になっていない人で、申告がお済みでない人は、申告が必要です。

後期高齢者医療制度 被保険者証の更新

「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日(日)です。8月1日からの被保険者証は、今月中に簡易書留で発送します。

なお、平成22年中の所得の状況によって、8月1日から窓口での一部負担金の割合が変更になる場合があります。

【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】

現在お手持ちの認定証の有効期間は被保険者証と同様7月31日(日)となっています。現在認定証をお持ちの人で、8月から引き続き該当する人には今月中に被保険者証とともに郵送します。

国民年金課高齢者医療年金班 年金相談所

年金請求手続きや加入記録の確認、厚生年金に関することなどの相談所を開設します。

社会保険労務士(年金相談員)がみなさんのご相談に応じます。年金相談を希望する人はお早めにお申し込みください。

●7月28日(木)：午前10時～午後3時15分。
●7月11日(月)までに左記まで(先着順)。

※事前に基礎年金番号などが分からないと相談を受けられない場合もあります。

国民健康保険被保険者証の更新

現在使用している「国民健康保険被保険者証」の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)からの被保険者証は、7月末までに簡易書留郵便で郵送します。

【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】

現在お手持ちの認定証の有効期限は今月末となっています。8月1日(月)から引き続き必要な人は申請書の提出が必要です。

【入院前に申請を】

入院するときに減額認定証を被保険者証とともに医療機関窓口で提示すると、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。この認定証を提示しなかった場合、医療機関の窓口で従来どおり支払い、後日、自己負担限度額を超えた分を高額療養費の給付を受けることになり、一時的に高額療養費を立て替えていただくこととなります。

【保険証裏面を臓器提供意思表示欄へ変更】

臓器移植法の改正により、臓器提供の意思表示の普及を目的に、8月1日(月)から使用する保険証から臓器提供意思表示欄を設けました。

臓器移植は、病気や事故に

よって臓器の機能が低下し機能しなくなった人に、ほかの人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。本人の臓器提供の意思が不明な場合も、家族の承諾があれば臓器提供できるようにしました。

また、これにより、15歳未満の人からの脳死下での臓器提供も可能になりました。

臓器提供の意思表示がしてあれば、健康な臓器の提供によって誰かの命を助けることができ、家族と話し合い、意思を表示しておくことが大切です。

※臓器提供の意思表示欄への記入は任意であり、記入を義務づけるものではありません。

【限度額適用・標準負担額減額認定証の更新】

現在お手持ちの認定証の有効期限は今月末となっています。8月1日(月)から引き続き必要な人は申請書の提出が必要です。

【入院前に申請を】

入院するときに減額認定証を被保険者証とともに医療機関窓口で提示すると、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。この認定証を提示しなかった場合、医療機関の窓口で従来どおり支払い、後日、自己負担限度額を超えた分を高額療養費の給付を受けることになり、一時的に高額療養費を立て替えていただくこととなります。

【保険証裏面を臓器提供意思表示欄へ変更】

臓器移植法の改正により、臓器提供の意思表示の普及を目的に、8月1日(月)から使用する保険証から臓器提供意思表示欄を設けました。

臓器移植は、病気や事故に

度額までとするため、入院前に申請するようにしてください。(手順)

- ①入院が決まる。
- ②国保年金課へ認定証の交付申請をする(印鑑・被保険者証持参)。
- ③認定証の交付を受ける。
- ④入院時に認定証を病院に提示して、限度額までを支払う。

認定証の申請および交付については、国保年金課資格給付班までお願いします。

なお、保険料に滞納がある場合は認定証を交付できませんので、従来どおりとなります。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付書発送と納期限

7月15日(金)に平成23年度国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付書(普通徴収)を郵送しますが、特別徴収(年金から天引き)の人は7月29日(金)に郵送します。

【納付が困難な場合は、そのま

まにせず、左記窓口にて納付相談をお願いします。

【納付が困難な場合は、そのま

まにせず、左記窓口にて納付相談をお願いします。

納付が困難な場合は、そのま

まにせず、左記窓口にて納付相談をお願いします。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付を年金特別徴収から口座振替へ変更できます

国民健康保険に加入している人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険税

が天引き(特別徴収)されます。75歳以上の人が加入する後期高齢者医療では、原則として個人の年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

なお、年金受給額、所得金額、国保では世帯要件などにより、特別徴収の対象にならない場合もあります。

★納付方法を年金の特別徴収から口座振替に変更できます。変更を希望される場合は、左記問い合わせ窓口まで申し出てくださ

さい。

●申し出期間：7月29日(金)まで。7月29日を過ぎるとの申し出は、10月分の手続きに間に合いませんので、12月以降の年金から中止となります。

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付状況によっては、口座振替に変更できない場合があります。また、口座振替の残高不足による振替不能が続く場合は、特別徴収に戻ることがあります。

●申し出方法：①既に口座振替

を利用している人は、認印と保険証のほかに事前に利用する金融機関で口座振替の申し込み手続きを行い、本人控えを持参ください(郵送での申し出もできます)のでお問い合わせください。

③既に納付方法変更の申し出

されている人は、再度の申し出は必要ありません。

※介護保険料・市県民税の特別徴収は変更の対象となりません。

●国民健康保険税、国保年金課高齢者医療年金班。

●国民健康保険に加入している

人全員が65歳以上74歳以下の世帯は、世帯主の年金から保険税

が天引き(特別徴収)されます。